



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月12日金曜日 第2461号

### ◇ 目 次 ◇

県税の収納事務の委託.....（税務課）... 318

落札者等の告示.....（情報政策課）... 318

愛媛県生活文化センターの指定管理者の住所の変更.....（文化・スポーツ振興課）... 319

萬翠荘の指定管理者の住所の変更.....（ " ）... 319

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 319

保安林の指定.....（森林整備課）... 319

保安林の指定の解除.....（ " ）... 320

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....（会計課）... 320

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 321

土地改良事業の工事完了の届出.....（ " ）... 321

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 321

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 321

介護員養成研修事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 321

土地改良事業の工事完了の届出.....（南予地方局八幡浜支局農村整備第一課）... 322

包括外部監査契約の締結.....（監査事務局）... 322

#### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....（選挙管理委員会）... 322

#### 労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....（労働委員会事務局）... 322

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第380号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年4月12日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号	受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税（平成25年度定時課税分に限る。）の収納の事務	平成25年4月1日から同年6月30日まで（納税の受付は、同年5月10日から同年6月10日まで）

#### ○愛媛県告示第381号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年4月12日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部管理情報政策課愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年3月27日	株式会社愛媛電算松山市大手町一丁目11番地7	18,270,000円	一般競争入札	平成25年2月12日

○愛媛県告示第382号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり住所の変更の届出があった。

平成25年4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県生活文化センター
- 2 指定管理者の名称  
株式会社ウイン
- 3 指定管理者の住所

変更前	松山市和泉北二丁目10番8号
変更後	松山市二番町三丁目6番地5

- 4 変更年月日  
平成25年1月1日

○愛媛県告示第383号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり住所の変更の届出があった。

平成25年4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
萬翠荘
- 2 指定管理者の名称  
株式会社ウイン
- 3 指定管理者の住所

変更前	松山市和泉北二丁目10番8号
変更後	松山市二番町三丁目6番地5

- 4 変更年月日  
平成25年1月1日

○愛媛県告示第384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成25年4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フジ安城寺店  
松山市安城寺町571-1 外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎 英雄

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎 英雄

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,680平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数  
182台

イ 駐輪場の収容台数  
157台

ウ 荷さばき施設の面積  
207平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量  
52立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時45分から午後11時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日  
平成25年3月29日
- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、

次のように保安林の指定をする。

平成25年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字岩門丁433の10、丁433の19、丁433の25
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、

○愛媛県告示第387号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成25年4月19日から施行する。

平成25年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(14) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 収納代理取扱店 愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の	名 称	位 置	(1)～(14) 省略		(15) 省略		(16) 省略		(17) 省略		(18) 省略		(19) 省略		名 称	位 置	省略		省略		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(14) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 株式会社西日本シティ銀行</td> <td>福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>(16) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本シティ銀行松山支店</td> <td>松山市千舟町三丁目3番地5</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 収納代理取扱店 愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の	名 称	位 置	(1)～(14) 省略		(15) 株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	(16) 省略		(17) 省略		(18) 省略		(19) 省略		(20) 省略		名 称	位 置	省略		西日本シティ銀行松山支店	松山市千舟町三丁目3番地5	省略	
名 称	位 置																																												
(1)～(14) 省略																																													
(15) 省略																																													
(16) 省略																																													
(17) 省略																																													
(18) 省略																																													
(19) 省略																																													
名 称	位 置																																												
省略																																													
省略																																													
名 称	位 置																																												
(1)～(14) 省略																																													
(15) 株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号																																												
(16) 省略																																													
(17) 省略																																													
(18) 省略																																													
(19) 省略																																													
(20) 省略																																													
名 称	位 置																																												
省略																																													
西日本シティ銀行松山支店	松山市千舟町三丁目3番地5																																												
省略																																													

支店  
愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所  
みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行及び商工組合中央金庫の県内の支店

支店  
愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所  
みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行及び商工組合中央金庫の県内の支店

○愛媛県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月12日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 木 統 務	西条市玉津403
"	矢 野 昭 雄	西条市玉津289 - 1
"	日 野 敬 治	西条市玉津311 - 2
"	矢 野 芳 孝	西条市玉津361
"	矢 野 賀 文	西条市玉津266 - 5
"	日 野 正	西条市玉津374
監 事	星 加 晋	西条市玉津318 - 7
"	星 加 憲	西条市玉津337

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日 野 昌 訓	西条市玉津315
"	星 加 和 俊	西条市玉津331 - 1
"	徳 永 俊 一 郎	西条市玉津352
"	徳 永 芳 夫	西条市玉津249 - 2
"	越 智 キヨ子	西条市玉津313
"	星 加 祥 男	西条市玉津152
監 事	矢 野 桂 蔵	西条市玉津336

"	矢 野 壹 工	西条市玉津157 - 2
---	---------	--------------

○愛媛県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年4月12日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	上野用水路地区	平成25年3月11日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	道町地区	平成25年3月25日

○愛媛県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月12日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 木 健 次	松山市北梅本町甲774番地3

○愛媛県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年4月12日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第45号 平成25年3月29日	伊予市下吾川南西原1758番5、1758番3、1759番1、1759番3、1760番1、1767番2、1767番4、1767番5、1767番6、1767番8、1767番12、1767番13、1769番1、1770番3	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正 晃

○愛媛県告示第392号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年4月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
株式会社新風会	愛媛県大洲市徳森字野田1477番地1	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日
学校法人帝京科学大学	愛媛県大洲市新谷甲23番地	介護職員初任者研修課程	平成25年4月1日

○愛媛県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年4月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	常森地区	平成25年3月22日

○愛媛県告示第394号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成25年4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
山邊 彰三  
伊予郡松前町昌農内96番地4
- 2 包括外部監査契約の期間の始期  
平成25年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法  
(1) 費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算  
(2) 費用の支払方法  
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年4月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
有友正本後援会	城戸正紀	都築廣一	大洲市菅田町菅田乙496
大石一後援会	大石和久	岸 忠明	松山市枝松二丁目4 20
大久保洋志後援会	清家友近	山内貞治	宇和島市吉田町立間尻甲556 - 3
北貞丈後援会	北 貞丈	藤本利春	今治市宮窪町宮窪2633
公平・公正な大洲市政を実現する会	城戸正紀	都築廣一	大洲市菅田町菅田乙496
政治結社大日本国命会	高戸国広	土居ノ内 浩寿	松山市東方町甲379
琢友会	堀内琢郎	村上淳治	今治市朝倉下甲565
広瀬敏子後援会	広瀬敏子	広瀬重治	新居浜市船木甲3615 7

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成25年4月12日

愛媛県労働委員会

会長 山下泰史

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
山 下 泰 史	愛媛県労働委員会会長 弁護士	34～40期	平成23年 8月29日
田 口 光 伸	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	40期	〃
青 山 保 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	36～40期	〃
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会委員 松山大学法学部長	35期 39期～40期	〃
戸 澤 健 次	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	40期	〃
松 本 修 次	愛媛県労働委員会委員 全国一般愛媛地方労働組合特別執行委員	30～40期	〃
木 原 忠 幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	36～40期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 J A M四国愛媛地区協議会副事務局長	38～40期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 瀬戸内運輸労働組合執行委員長	40期	〃
若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40期	平成25年 2月22日
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長	37～40期	平成23年 8月29日
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～40期	〃
山 下 精一郎	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	39～40期	〃
杉 崎 桂	愛媛県労働委員会委員 住友化学株式会社愛媛工場総務部長	40期	平成24年 5月25日
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40期	平成23年 8月29日
和 田 文 男	全日本海員組合中四国地方支部長代行兼愛媛支部長 連合愛媛執行委員		〃
一 色 昭 造	石崎汽船株式会社代表取締役社長 愛媛県旅客船協会会長		〃
大 西 篤	愛媛県労働委員会事務局長		平成24年 4月 1日
門 田 正 文	愛媛県労働委員会事務局次長		〃
谷 本 克 彦	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成25年 4月 1日